

2023年1月19日

各位

会社名 フリービット株式会社  
(コード番号 3843 : 東証プライム市場)  
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
代表者 代表取締役社長 CEO 兼 CTO 石田宏樹  
問合せ先 取締役グループ経営企画本部長 和田育子  
電話番号 03-5459-0522 (代表)  
(URL <https://freebit.com/>)

## 株式会社フルスピードの取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2023年2月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 10,100株
(3) 処分価額	1株につき1,071円
(4) 処分総額	10,817,100円
(5) 処分予定先	株式会社フルスピードの取締役（※）5名 10,100株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社グループは、当社グループが持続的な企業成長を図っていくにあたり、将来を見据えた後継者育成計画（サクセッションプラン）が重要な課題の一つであると認識しております。また、そのための候補人材を人種、国籍、性別や年齢等に左右されることなく予め確保するとともに、適切な時間と資源をかけて育成し、経営者として必要な資質を備えさせていくことが不可欠であると捉えております。そして、企業規模拡大を担う次代の経営人材層を厚くしていくことで、当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えております。

そこで今般、株式会社フルスピード（以下、「フルスピード」といいます。）においては、2022年11月1日付で当社の完全子会社となりましたことを機に、当社とともに成長を遂げることを企図したPMI（Post Merger Integration）の一環として、旧来のフルスピードにおける株式報酬制度を廃止し、当社の株式報酬制度に準拠した株式報酬を適用することといたしました。そのため、当社グループの企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、フルスピードの取締役（社外取締役を除きます）（以下、「割当対象者」といいます。）を対象に、勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

その上で、当社は、本制度の目的、当社グループの業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、フルスピードの取締役会の決議に基づき同社の取締役合計5名に付与される同社に対する金銭報酬債権の合計10,817,100円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,071円）、当社の普通株式合計10,100株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2023年2月15日（払込期日）から割当対象者がフルスピードの取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2023年2月15日（払込期日）から2024年4月期（本割当株式の一部については、2025年4月期）に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、上記（1）の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、本役務提供期間中のフルスピードの取締役の退任その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

##### (6) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年1月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,071円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上